

「生活援助」とは

- 生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、
- 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、
- 利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。
- 生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。

※次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ① 商品の販売・農作業等正業の援助的な行為
- ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

※上記以外にも、ヘルパーが行わなくても日常生活に支障が生じない行為（草むしり、花木の水やり、ペットの世話等）や日常的な家事の範囲を超える行為（家具の移動、大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ、植木の剪定等）は生活援助の内容に含まれない。

訪問介護における「生活援助中心型」

- 生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、
- 当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、
- 生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

「生活援助中心型」の単位を算定する場合

- 「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、
- これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。
- なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、
- 生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

確認チェックリスト（1）～（3）（生活援助を位置づける場合）

NO	チェック項目	考え方・ポイント
(1)	要介護1～5の利用者であること	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の対象者であることが大前提です
(2)	利用者本人に対してヘルパーによる生活援助が必要であること （本人ができない行為である）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生活援助は、単なる家事代行サービス（家政婦）ではありません。</u> ・「やったことがない（家事の経験がない）」「家族に負担をかけたくない」「利用者本人が家族のためにやっていた家事をヘルパーに代行してもらいたい」「お弁当の購入のみの買物」などという理由も認められません。 ・家事行為の全てができなくても、一部分でも工夫すればできること、または、できそうなことを確認してください。 ・本人が「できる（できる可能性がある）」生活行為を代行することは、ADLやIADLの低下に繋がる可能性があります。 ・自立支援に資するサービスの提供を心がけましょう。 ・アセスメント表には本人の、‘できること’ ‘できないこと’ ‘できそうなこと’ を記入しましょう。 <p>※例えば、野菜を洗う・盛付けることはできる、野菜を手でちぎることはできるなど。</p> <p>※例えば、火を使って炒める・煮ることはできないが、手伝ってもらおうと味付けや味見、食器を出すことはできるなど） ・地域にある社会資源を活用した上で、不足分を介護保険で補うという考えで行いましょう。 </p>
(3)	「同居家族がいない」場合	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページの<u>生活援助サービスの考え方</u>に沿ったサービスの提供を行ってください。

確認チェックリスト (4) ①・② (同居家族の有無とその考え方) (同居家族等がいる場合の生活援助の位置づけ)

【同居・別居の判断】

■ 「同居」の判断

- (1) 一般的な同居の定義：同じ家屋で家族等が住んでいること。
- (2) 二世帯住宅：家屋構造が異なりなく同居と考えます。
- (3) 同一敷地内に居住：家屋構造が異なりなく（別棟であっても）同居と考えます。（同居の範囲は、世帯・住所・敷地が別でも、生活実態を踏まえます。）

■ 「別居」の判断

生活援助の位置づけの可否においては、家族の生活実態等も勘案して判断を行う必要があり、二世帯住宅や同一敷地内に家族が居住している場合には、基本的には「同居」として判断してください。

No	チェック項目	考え方・ポイント
(4)	同居家族がいる場合	同居家族がいる場合、生活援助は原則算定できませんが 1、 <u>生活援助サービスの考え方</u> と <u>確認チェックリスト(1)(2)</u> 及び下記のチェック項目①・②を確認したところ、生活援助サービスの位置づけが可能と判断された 2、アセスメントに具体的な内容や位置づけの根拠を記載した 3、居宅サービス計画書に生活援助サービス内容を位置つけた 1～3全て該当する場合は、沖縄県介護保険広域連合へ下記書類を提出してください。尚、身体介護と生活援助が混在する場合でも提出対象となります。 ● <u>直近のアセスメント</u> ● <u>生活援助を位置つけた居宅サービス計画書1～3表(原案)</u>
	① 家族が障害・疾病で家事が困難な場合	イ) 障害者手帳の有無や障害認定（身体・知的・精神）だけで判断するのではなく、障害に起因して実際に家事を行うことが困難であるか ロ) 疾病名を明らかにすると共に、当該疾病によって、どのような家事を行うことが困難であるか ※疾病の判断において、医師の診断書による確認は必要ありません。 ハ) 同居の家族が軽我等で一時的に家事が困難な状態 <u>イ～ハについて、具体的な内容をアセスメントに記載してください。</u>
	② 同様のやむを得ない事情で家族による家事が困難な場合（※「その他」による理由）	イ) 家族が高齢による筋力低下があり、困難な家事がある場合 ロ) 家族間に、利用者の今後の生活に影響を及ぼすような、深刻な問題があるため、家事援助が期待できない場合 ハ) 家族に家事を行わせてしまうことにより、介護疲れによる共倒れ等の、深刻な問題が生じることが明らかだと、判断した場合 ニ) 同居家族が就労等で日中不在のため、どうしても訪問介護による生活援助が必要な場合 ホ) その他、安全・健康・衛生上に問題がある場合 <u>イ～ホ)について、具体的な内容をアセスメントに記載してください。</u>

●提出された書類を基に、生活援助の位置づけが妥当か判断します。その後、居宅介護支援事業所宛てに結果通知文を送付いたします。その内容を確認した上で、サービス担当者会議を行ってください。

●結果通知文にある「算定可能なサービス内容」及び「算定期間」に限りサービス提供が可能となります。

参考資料

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」【平成12年3月17日 老振第10号】(抄)

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。）

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ① 商品の販売・農作業等生業の援助的行為
- ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。

2-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色等のチェック

2-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整等

2-0-3 相談援助、情報収集・提供

2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

- 居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ゴミ出し
- 準備・後片づけ

2-2 洗濯

- 洗濯機または手洗いによる洗濯
- 洗濯物の乾燥（物干し）
- 洗濯物の取り入れと収納
- アイロンかけ

2-3 ベッドメイク

- 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

- 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）
- 被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配膳

- 配膳、後片づけのみ
- 一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

- 日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）
- 薬の受け取り

「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」【平成12年11月16日 老振第76号】

2 保険給付として不適切な事例への対応について

指定訪問介護事業者が、利用者宅への訪問時に、別紙に掲げる一般的には介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例のように、保険給付として適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合や、生活援助中心型を算定できない事例において生活援助中心型の訪問介護を求められた場合における、指定基準第9条の運用については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 訪問介護員から利用者に対して、求められた内容が介護保険の給付対象となるサービスとしては適当でない旨を説明すること。その際、利用者が求めているサービスが保険給付の範囲として適切かどうかや、生活援助中心型の訪問介護の対象となるかどうかについて判断がつかない場合には、保険者（市町村）に確認を求めること。

なお、担当の訪問介護員の説明では利用者の理解が得られない場合には、サービス提供責任者が対応すること。

② 利用者が、保険給付の範囲外のサービス利用を希望する場合には、訪問介護員は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡することとし、希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言すること。

③ ①及び②の説明を行っても、利用者が保険給付の対象となるサービスとしては適当でないサービス提供を求めた場合には、指定訪問介護事業者は、求められた内容のサービス提供を行わずとも、指定基準第9条には抵触しないものと解する。

なお、これらの保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である。

また、こうした事例への対応については、居宅サービス計画の策定段階において利用者に十分説明し、合意を得ることが重要であることから指定居宅介護支援事業者にあっても、十分に留意して居宅サービス計画の作成に当たることが必要である。

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

① 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話等

② 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

